

公立大学法人大阪市立大学
平成19年度 年度計画

平成19年3月

平成19年度 公立大学法人大阪市立大学 年度計画

I 教育研究等の質の向上を達成するための措置	P1	④生涯学習の支援 (公開講座等) (インターネット講座等)	
1 教育に関する措置			P10
(1)教育の内容		⑤産学連携の推進 (新産業創生研究) (データベースの充実)	P11
①学生の受入れ (各学部・研究科の人材育成の目標像) (各学部・研究科のアドミッション・ポリシー) (入学者選抜制度) (広報活動)		⑥都市・大阪のシンクタンク	
②教育課程の編成 (学部教育) (外国語教育) (大学院教育) (社会人教育) (高度専門職業人教育)	P2	3-2 国際貢献 (1)国際交流の活性化 (研究交流) (学生交流) (情報発信)	P12
③授業形態、学習指導法等 (シラバスの充実) (学部教育) (大学院教育) (高度専門職業人教育)		4 附属病院に関する措置 (1)附属病院の診療・運営 (2)臨床教育、臨床研究 (臨床教育) (臨床研究)	P13
④適切な成績評価等の実施 (学部教育) (大学院教育)	P3	II 業務運営の改善及び効率化に関する措置	
⑤ファカルティ・ディベロップメント(大学教員の 能力や資質の開発。以下「FD」という。) (全学での取組) (部局での取組) (授業の改善)		1 運営体制の改善 (1)柔軟な組織編成 (組織編成の基本方針) (全学共通教育) (大学院教育)	
⑥教育の成果・効果の検証 (追跡調査) (外部評価の活用)	P4	(2)教育研究等の支援体制の充実 2 多様な人事制度 (多様な人事制度) (長期研修制度等)	
(2)教育の実施体制等 (全学共通教育と専門教育の有機的連携) (大学教育研究センター) (ITの活用) (教育の支援) (教育の実施体制にかかる特記事項)	P5	3 戦略的な予算配分 (戦略的予算配分) (全学共通経費) (研究科長の裁量の拡大)	P14
(3)学生への支援 (学生支援体制の整備)		4 業務執行の改善 (1)サービス機能の強化 (2)柔軟な業務執行	
(学習相談・助言) (キャンパスライフの充実) (キャリア形成支援)	P6	III 財務内容の改善に関する措置	
2 研究に関する措置		1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する措置 (学生納付金等) (科学研究費補助金等) (共同研究、受託研究、寄附金等) (知的財産)	
(1)研究の実施体制 (研究体制の整備) (研究科長の裁量) (都市研究プラザ) (大阪市の研究機関と連携)	P7	2 経費の抑制に関する措置 (管理的経費の抑制)	P15
(2)研究の活性化		3 資産の運用管理の改善に関する措置 (資産の効率的・効果的運用)	
①研究の支援、研究基盤の整備 (研究の支援) (研究基盤の整備)	P8	IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項	
②研究の水準・成果の検証 (多面的な検証) (外部委員による評価)		1 評価制度の確立 (1)教員の業績評価制度の確立 (2)自己点検・自己評価 (評価組織) (評価項目) (実施方法)	
③研究成果の公表 (情報の発信) (情報発信体制の整備) (国際的な情報発信)	P9	2 評価結果の公表及び大学活動の改善	
④研究体制にかかる特記事項 (理学部附属植物園) (すぐれた教育研究拠点の形成)		V その他業務運営に関する重要事項	
3 社会貢献に関する措置		1 人権の尊重、法令遵守等に関する措置 (人権の尊重) (コンプライアンスの確立) (個人情報保護)	P16
3-1 地域貢献		2 情報公開等の推進に関する措置 (大学の活動情報の公開) (長期計画の策定と公開) (広報体制の整備)	
(1)地域貢献の推進体制		3 施設設備の管理・整備・活用等に関する措置 (施設等の整備) (情報基盤の整備・活用) (施設等の有効活用及び維持管理)	
(2)地域貢献の活性化		4 安全の確保等に関する措置 (事故防止) (学生等の安全確保等)	
①人材の育成	P9	別表 予算、収支計画及び資金計画	
②高校等との連携			
③地域社会等との連携・協力等 (地域との連携、地域の活動への参画) (情報の発信)			

- 13 I 教育研究等の質の向上を達成するための措置
- 14 1 教育に関する措置
- 15 (1) 教育の内容
- 16 ①学生の受入れ
- 17 (各学部・研究科の人材育成の目標像)
- 19 ・各学部・研究科の人材育成の目標像について、新たに特別選抜を行うなどの変更が生じた部分については再度検討するとともに、各種の媒体を通じて企業・高校等への周知を図る。
- 27 (各学部・研究科のアドミッション・ポリシー)
- 28 ・各学部・研究科のアドミッション・ポリシーについて、再度検討するとともに、各種の媒体を通じて高校等への周知を図る。
- 29 (入学者選抜制度)
- 30 ・「入学者追跡調査委員会」において、引き続き、入学者選抜制度の改善に向けて、調査、分析、検討を行う。
- 32 (広報活動)
- 33 ・新広報体制のもと、平成17年度にホームページに設けた高大連携のサイトの内容の充実を図るとともに、本学で勉学意欲のある市民の大学見学への組織だった取組について検討を開始する。
- ・各学部・研究科において、高校等からの依頼に応じる体制の一層の充実に努める。
- ・引き続き大学コンソーシアム大阪の高大連携の取組に参加・協力する。
- 34 ・オープンキャンパスにおいて、統一的なアンケート調査を行うとともに、在学生の協力による説明・相談活動を進めるなど内容の充実を図る。
- ・新広報体制のもと、現行の広報活動を一層充実させるとともに、新たな広報手段のあり方について検討を行う。
- ・各種の広報媒体の内容等の充実を図る。
- 36 ・引き続き、大学コンソーシアム大阪の大学フェアに参加する。
- 37 ・各学部・研究科の大学案内の英語版ホームページを一層充実させるとともに、統一的な内容の整備にむけて検討を開始する。
- 39 ②教育課程の編成
- 40 (学部教育)
- 41 ・大学教育研究センターにおいて、初年次教育のあり方に関する研究を進展させ、共通教育と専門教育を有機的に関連させる学士課程教育のあり方へと研究を進展させる。
- ・各学部において、学士課程のあり方についての現状を把握するとともに、課題の整理を行う。
- 42 ・各学部・研究科において、実務経験者による講義、ものづくりを実感させる講義について検討する。
- 43 ・各学部・研究科において、幅広い専門知識の修得についての方策を検討する。
- 44 ・大学教育研究センターは、初年次教育のあり方に関する調査研究の一環として実施した文部科学省の委託事業の成果等に基づいて、引き続き初年次教育の在り方の調査・研究を進める。

- 45 ・教育推進本部において、学部第2部のあり方について検討を行う。
- 46 (外国語教育)
- 47 ・各学部・研究科において、英語授業や海外大学の語学講習会参加について検討する。
- ・各学部は、語学研修等への参加を積極的に奨励する。
- 52 ・英語教育開発センターにおいて、2回生のクラス編成、共通テストの作成、共通教材・教育方法の開発等を行う。
- 53 ・英語教育開発センターにおいて、各学部・研究科における英語教育の支援策を検討する。
- 54 (大学院教育)
- 55 ・各研究科において、分野横断型の履修の拡大について検討し、教育推進本部を中心に協議を進める。
- 56 (社会人教育)
- 57 ・平成18年度の実情調査をふまえて、社会人教育の一層の充実を図る。
- ・各学部・研究科において、学内に育児施設を設けることについてのニーズについて調査を行う。
- 58 ・各学部・研究科において、社会人教育の将来のあり方についての検討を開始する。
- 59 ・教育推進本部において、引き続き長期履修学生制度について検討する。
- 61 (高度専門職業人教育)
- 62 ・経営学研究科と経済学研究科との間で行われている専門職大学院についての協議を継続する。
- ・平成16年度に新設した法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の教育環境の充実を図る。
- ・理系研究科と経営学研究科とが連携してMOTなどの教育プログラムを検討する。
- 65 ・平成20年度を目途に、看護学研究科看護学専攻の設置に向け、準備作業を進める。
- 67 ③授業形態、学習指導法等
- 68 (シラバスの充実)
- 69 ・教育推進本部において、平成20年度からの専門科目シラバスの統一と記載内容の充実を図る。
- ・全ての学部・研究科のシラバスをホームページに掲載するとともに、学部・研究科間の履修可能科目について検討を進め、引き続きシラバスへの掲載内容の充実に努める。
- 71 (学部教育)
- 72
- 73 ・教育推進本部は大学教育研究センターの協力のもとに、FD研究会、FDワークショップの企画内容の工夫と、参加者数増のための検討を行う。
- ・大学教育研究センターは、FD研究会、FDワークショップの参加者数増につながるような企画内容の工夫を行う。
- 74 ・各学部・研究科は、インターネットの活用、オフィスアワーの開設などによる授業時間外の履修指導を一部試行する。

- 75 ・大学教育研究センターは、新たな授業評価アンケート等により、双方向型授業の拡充などに向けて調査を実施し、その分析等を行う。
- 78 (大学院教育)
- 79 ・各研究科は、今後も授業評価アンケートを実施し、アンケート結果に基づき大学院教育の改善を図る。
- 80 ・各研究科において学位論文提出のガイドラインを作成し、学生への周知を図る。
- 82 ・引き続き、学友会と連携し、大学院生の学会活動等に対する支援を行うとともに、そのあり方についても検討を行う。
- 83 (高度専門職業人教育)
- 84 ・該当研究科において、大学院における高度専門職業人教育のための授業形態、研究指導方法等を検討する。
- 85 ・高度専門職業人養成にふさわしい授業形態、研究指導方法等のあり方について検討を開始する。
- 87 ④適切な成績評価等の実施
- 88 (学部教育)
- 89 ・教育推進本部において、平成20年度からの専門科目シラバスの内容充実(達成目標、評価方法等)と統一を図る。
- 92 ・各学部・研究科は、成績評価の適切性について検証する。
- 95 ・引き続き各学部においてGPA制度の導入を検討するとともに、導入を予定する学部は、導入に向けた準備作業を行う。
- 96 (大学院教育)
- 97 ・各研究科において、引き続き学位論文の審査手続・審査基準の整備を進め、その内容をホームページに掲載する。
- 100 ⑤ファカルティ・ディベロップメント(大学教員の能力や資質の開発。以下「FD」という。)
- 101 (全学での取組)
- 102 ・大学教育研究センターは、第14回教育改革シンポジウムと第5回FD研究会をそれぞれ開催する。
- ・引き続き公開授業等のFD活動を実施する。
- ・教育推進本部は、大学教育研究センターの協力のもとに、FD研究会、FDワークショップの参加者数の増加を図る。
- 104 ・各学部・研究科は、学生による授業評価を継続的に実施するとともに、より適切な評価のあり方について検討する。
- 105 (部局での取組)
- 106 ・引き続きFD研修を実施するとともに、全学的なFD体制のあり方について検討を行う。
- 108 (授業の改善)
- 109 ・教育推進本部は、大学教育研究センターの協力のもとに、各学部FD研究会、FDワークショップ実施と充実を促す。
- 110 ・教育推進本部及び各学部・研究科は、大学教育研究センターの協力のもとに、引き続き授業改善の方策の具体化を検討する。

- 111 ・学友会による優秀教員や優秀テキストの顕彰について、教育推進本部において引き続き積極的に関与する。
- ・教育推進本部及び各学部・研究科は、大学教育研究センターの協力のもとに、引き続き教育上の効果を測定する客観的基準を検討し、その活用方法を研究する。
- 113 ⑥教育の成果・効果の検証
114 (追跡調査)
- 115 ・「入学者追跡調査委員会」は、入学者選抜方式と入学後の成績の関連について、調査、分析、検討を行う。
- 118 (外部評価の活用)
- 119 ・教育推進本部は、国際的・全国的な外部の教育課程評価制度を活用するための具体策を検討する。
- ・J A B E Eによる教育評価を実施していない理系の学科において、引き続き、その導入について検討する。
- 122 (2) 教育の実施体制等
123 (全学共通教育と専門教育の有機的連携)
- ・教育推進本部は、教育推進本部会議および専門委員会を開催し、関係業務の改善策を検討・実施する。
- ・教育推進本部は、大学教育研究センターの協力のもとに、引き続き教育推進情報室(仮称)の設置について検討する。
- 127 ・大学教育研究センター・各学部は、引き続き共通教育と専門教育を有機的に連携させるための学士課程教育体制について検討を進める。
- 128 (大学教育研究センター)
- 129 ・大学教育研究センターは、引き続き成績評価の実態調査、授業評価のあり方の検討等の調査研究の成果をもとに、適切な成績評価のための改善策の提示、全学的FD活動の実施及び各部局のFD活動の支援を行う。
- 130 (ITの活用)
131 ・教育推進本部及び学術情報総合センターは、IT化検討準備会における、IT化に関連する課題整理等の報告を受けて、履修案内等の情報通知に向けた整備の検討を行う。
- 132 ・新たに設置するIT化担当部署において、教務事項のIT化を推進する。
- ・教育推進本部及び学術情報総合センターは、IT化検討準備会における、IT化に関連する事項についての課題整理等の報告を受けて、具体的な整備の検討を行う。
- 133 ・教育推進本部及び学術情報総合センターは、IT化検討準備会における、IT化に関連する事項についての課題整理等の報告を受けて、各部局における教材の電子化の範囲等の具体的な検討を行う。
- 134 ・「入学者追跡調査委員会」等における成績等のデータの収集・活用におけるガイドラインを作成する。
- 135 ・教育推進本部及び学術情報総合センターは、教員のIT活用能力の向上のため、支援体制とその具体化について検討する。
- 136 (教育の支援)
137 ・学術情報総合センターは教育・学習に必要な資料の整備拡充に努めるとともに、図書館機能、情報処理・ネットワーク機能の一層の充実について検討を開始する。

- 138 ・平成18年度実施済みのアンケート調査の結果に基づき利便性のさらなる向上を図る。
- 139 **(教育の実施体制にかかる特記事項)**
- 140 ・文部科学省の助成を受けているプロジェクトにかかる、助成期間終了後の大学としての支援のあり方について引き続き検討を行う。
- 143 ・都市健康・スポーツ研究センターは、引き続き教育担当副学長を都市健康・スポーツ研究センターの長とした「都市健康・スポーツ研究センター構想」(2005年)の具体化を進める。
- 144 ・大阪府立大学と教育における連携を強化する。
- 145 **(3) 学生への支援**
- 146 **(学生支援体制の整備)**
- 147 ・教育推進本部は、引き続き学生に対する全学的な相談窓口のあり方と、その具体化の方策を検討する。
- 149 ・各学部・研究科において、学生支援体制のあり方を検討するとともに、教育推進本部において、生活相談・教育相談・健康相談等の学生相談に関する全学的なシステムの整備について、引き続き検討する。
- 150 **(学習相談・助言)**
- 151 ・各学部は、1回生担任制ないし、類似の学習相談制度の充実を推進する。
- 152 ・各学部・研究科は、履修概要の改善に着手する。
- 153 ・大学教育研究センターは、教育相談体制の充実に向けて具体的な取り組みについて検討を行う。
- 154 ・教育推進本部は、教育相談室の具体化を図るとともに、組織的できめ細かな学習相談に向けて、早期に実施計画を策定する。
- 154 ・各学部・研究科は学生の学習や生活全般にかかわる相談を受けるための体制の構築について検討を行う。
- 156 **(キャンパスライフの充実)**
- 157 ・学生からの生活相談についての実施計画を策定する。
- 159 ・奨学金、授業料減免、アルバイト、保険加入などの情報掲載をより一層拡充する。
- 160 ・教育推進本部は、成績優秀者に対するインセンティブのあり方を引き続き検討する。
- 163 ・クラブ・サークル活動の奨励のため、学友会と連携して顕彰制度を充実させる。
- 164 ・教育推進本部において、学生と地域住民との連携を促進するためのプログラムを引き続き検討する。
- 165 ・学生の健康管理の強化を図るため、事務体制を整備する。
- 165 ・都市健康・スポーツ研究センターは、クラブやサークル活動の支援の具体策を検討する。
- 166 **(キャリア形成支援)**
- 167 ・教育推進本部は、キャリア形成支援のあり方を研究し、その成果をもとにプログラムを開発する。
- 167 ・学生の就職支援を充実・強化するため、事務体制を整備する。
- 168 ・各学部・研究科において、引き続き、卒業生の就職先についての調査を実施するとともに、調査結果の活用について検討する。

num	平成19年度 年度計画	備考
169	<ul style="list-style-type: none"> 各学部・研究科のホームページに就職関連情報ページの拡充を図る。 教育推進本部は、大学生協と学友会も含めた大学全体としての学生の資格取得支援について、引き続き検討する。 	
171	<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献推進本部及び新産業創生研究センターは、学友会などと連携して、引き続き起業・NPO設立の支援体制について検討する。 	
172	<ul style="list-style-type: none"> 教育推進本部は、民間企業や大阪市の関係機関等との連携を協議しつつ、インターンシップの拡充を図り、制度化の可能性を検討する。 	
173	<ul style="list-style-type: none"> 教育推進本部は、就職支援体制の更なる整備を図る。 教育推進本部は、学友会が開催する公認会計士・弁理士等の講座への支援を継続する。 	
179	2 研究に関する措置	
187	(1) 研究の実施体制	
188	(研究体制の整備)	
189	<ul style="list-style-type: none"> 研究推進本部を核として、本学の研究を戦略的かつ積極的に推進する。 	
190	<ul style="list-style-type: none"> 研究推進本部は、本学が推進すべき研究の重点領域について検討するとともに、特別研究（重点研究、都市問題研究、新産業創生研究など）のあり方について検討を引き続き行う。 	
191	<ul style="list-style-type: none"> 研究推進本部は、戦略的研究経費の効果的な配分策を検討し、本学の特色ある研究を推進する。 	
192	<ul style="list-style-type: none"> 教職員を委員とする研究推進本部において研究にかかる情報収集、研究計画の立案、研究の実施に係る共同作業について具体的に取り組んでいく。 	
193	(研究科長の裁量)	
194	<ul style="list-style-type: none"> 研究科長裁量経費については、研究科長の裁量配分により各研究科の研究の活性化を引き続き図る。 	
195	(都市研究プラザ)	
196	<ul style="list-style-type: none"> 都市研究プラザの活動を本格化させる。 	
	<p>都市研究プラザは</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17・18年度開始の研究プロジェクトの成果をまとめ、ウェブ・ジャーナル、冊子体刊行物、シンポジウム、フォーラムの開催などを通じて、対外的に発表する。 平成18年度に引き続き、本学において国際シンポジウムを開催し、国際的都市研究ネットワークの強化を図る。 ウェブ・ジャーナルの定着、定期的更新を行う。 都市研究プラザ国際諮問委員会 (URP International Advisory Board, IAB) をオンライン開催する。 都市研究プラザフォーラムを2回程度開催する。 新しい研究プロジェクトを発足させる。とくにコミュニティ、区レベルのまちづくり調査、ワークショップなどの市民連携型プロジェクトを重点的に立ち上げる。 	
197	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度開設の船場プラザ、西成プラザに続いて平成19年は長柄プラザを開設する。 	
198	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は、香港（香港大学）等との連携による海外プラザを開設する。 	
199	(大阪市の研究機関と連携)	

num	平成19年度 年度計画	備考
200	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市、市立工業研究所、環境科学研究所との連携会議において、各研究機関の連携方策を検討するとともに、大阪バイオ研究所など幅広い研究機関との連携を検討する。 	
201	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育研究センターにおいて、引き続き数学・理科基礎調査に基づいた分析・研究を進める。 	
203	(2) 研究の活性化	
204	①研究の支援、研究基盤の整備	
205	(研究の支援)	
206	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進本部において、職員を含めた研究関連のバックアップ体制を確立するため具体的支援策を策定する。 	
207	<ul style="list-style-type: none"> ・各研究科において、女性教員の積極的採用について引き続き検討する。 ・学内に育児施設を設けることについてその可能性を引き続き検討する。 ・研究推進本部は、女性研究者の支援を図るため、各研究科の女性教員の要望を集約する。 	
208	<ul style="list-style-type: none"> ・研究科長裁量経費等を柔軟に使用して若手研究者の海外出張に対する支援を行う。 ・ポストドク制度の積極的な活用を図る。 	
209	<ul style="list-style-type: none"> ・外部資金による有期・短期雇用教員などについて、より多様な雇用制度について検討する。 	
210	(研究基盤の整備)	
211	<ul style="list-style-type: none"> ・逐次刊行物及び電子ジャーナル、二次情報データベース等の学術情報基盤の整備やインターネットの対外接続の高速化を引き続き検討する。 	
213	<ul style="list-style-type: none"> ・情報ネットワークを活用した対話型研究支援システムなど、マルチメディア研究の研究基盤整備について引き続き検討する。 	
214	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪都市文庫」の大阪都市資料などのデータベースにつき、さらに充実を図る。 	
215	<ul style="list-style-type: none"> ・大型実験施設の集約化と、工作技術センター・分析施設・低温施設・R I 共同利用施設などの共同利用のための一元的管理体制の構築に向けて検討を開始する。 	
216	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市、市立工業研究所、環境科学研究所との連携会議において、研究施設設備の共同利用などに関する各研究機関の連携方策を検討する。 	
218	②研究の水準・成果の検証	
219	(多面的な検証)	
220	<ul style="list-style-type: none"> ・全学評価委員会は、平成18年度に設定した項目を、検証を試行しつつ再調整し、検証における指標や基準を具体化する。 	
222	<ul style="list-style-type: none"> ・研究紀要に外部評価を導入していない各研究科において外部査読制度の導入を検討し、可能などころから導入を図る。 	
223	<ul style="list-style-type: none"> ・研究紀要に欧文サマリーを付していない場合、その導入を検討し、可能などころから実施する。 	
226	(外部委員による評価)	
227	<ul style="list-style-type: none"> ・全学評価委員会は、実施計画に従い、本年度実施予定の研究科において、ピア・レビューを受けるよう、促す。 	
229	③研究成果の公表	
230	(情報の発信)	

- 231 ・「大阪市立大学シーズ集」の充実を図るため、資料の収集等を行う。
シーズ集の次回発刊に向けてデータの充実策を検討する。
- 236 ・各研究科は修士論文・博士論文のタイトルやその内容のホームページへの掲載を検討する。
・各研究科において引き続き国際シンポジウムを開催するとともに、都市研究プラザにおいて国際会議の開催を引き続き積極的に推進する。
・引き続き市民講座・公開講座を開催するとともに、その内容の多様化と充実に努める。
- 241 ・学術情報総合センターにおいて引き続き貴重資料の電子化に努める。
- 242 (情報発信体制の整備)
- 243 ・新広報体制のもと、学部・研究科の広報について検討を進める。
・各学部・研究科は委員会において広報活動の強化をより一層進める。
- 247 (国際的な情報発信)
- 248 ・研究成果の外国語による情報発信のあり方について検討を開始する。
・平成18年度に引き続き、OCU p r o s p e c t u s の 2 0 0 7 / 2 0 0 8 年度版を作成し、公表する。
- 250 ④研究体制にかかると記事項
- 251 (理学部附属植物園)
- 252 ・引き続き、環境問題、絶滅危惧種の保全等について積極的に提言するとともに、植物情報の発信を拡充する。
・入場者向け駐車場の整備について検討を開始する。
- 253 ・収集植物データベース、開花状況などの情報発信の拡充に努める。
- 254 (すぐれた教育研究拠点の形成)
- 255 ・本学が推進すべき研究の重点領域に関する検討の後、文部科学省の助成を受けた(あるいは受けている)研究プロジェクトの支援策を検討し、支援を行う。
- 256 ・大阪府立大学と研究における連携を強化する。
- 259 3 社会貢献に関する措置
- 260 3-1 地域貢献
- 261 (1) 地域貢献の推進体制
- 262 ・地域貢献推進本部は、地域貢献をより積極的に推進する。
・各学部・研究科は地域貢献委員会において、各学部・研究科独自の活動について検討を進める。
- 263 ・医学部看護学科において地域住民の看護支援体制についての検討を開始する。
- 264
- 266 (2) 地域貢献の活性化
- 267 ①人材の育成
- 268 ・地域交流室を核として、QOLプロモーターの育成を引続き推進する。
- 270 ②高校等との連携

num	平成19年度 年度計画	備考
271	<ul style="list-style-type: none"> ・大学コンソーシアム大阪との連携を図りつつ、高大の双方向連携のあり方を検討し、実施する。 ・高校生対象の府大・市大連携講座の開催を検討する。 ・引き続き、ホームページの高大連携の内容の充実に努める。 ・新しい高大連携のあり方について検討する。 ・大阪市教育委員会の協力の下に市立の高校との連携をより一層強化する。 ・大阪府教育委員会との連携のあり方について検討を行う。 	
272	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部・研究科は出張講義等の取組について検討を行う。 	
276	③地域社会等との連携・協力等	
277	(地域との連携、地域の活動への参画)	
278	<ul style="list-style-type: none"> ・法学研究科において、市民を対象とした無料法律相談を継続するとともに、中小企業支援法律センターの取組を引き続き推進する。 	
279	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度の都市問題研究も募集・選定し、実施する。 	
281	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉区民セミナーを引き続き共催する。 ・創造都市研究科において、引き続き大阪市北区商業活性化協会との協定に基づく事業を行う。 	
282	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、NGO活動への協力支援のあり方について検討を行う。 ・地域貢献推進本部において、文学研究科の協力のもとに地域の小・中学校との連携を図るとともに、総合的学習の時間などへの協力や在学生が行う学校支援ボランティアのあり方について検討を行う。 	
283	<ul style="list-style-type: none"> ・生活科学研究科は、地域貢献推進本部と連携して、引き続き地域住民を対象とした相談事業を推進する。 	
285	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献推進本部および学術情報総合センターにおいて、行政の情報化及び地域情報化推進への貢献策について検討する。 	
286	<ul style="list-style-type: none"> ・都市健康・スポーツ研究センターにおいて、健康増進事業及びスポーツクラブ事業の支援策を引き続き検討し、実施に向けた準備作業を開始する。 ・大阪スポーツ・アカデミーの可能性について引き続き検討を行う。 	
287	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自治体等の各種審議会等への参画を促進する。 	
290	(情報の発信)	
291	<ul style="list-style-type: none"> ・広報担当理事及び学術情報総合センターは、市民向け広報の強化に努める。 	
293	④生涯学習の支援	
294	(公開講座等)	
295	<ul style="list-style-type: none"> ・文化交流センターは、現行の公開講座等について点検し、統一的視点からの再編を図るため前期に検討を行い、後期に試行する。 ・民間の教養講座等との連携を図り、生涯学習の支援に努める。 	

num	平成19年度 年度計画	備考
299	・理学研究科において、ホームページを通じた科学に関する相談窓口の設置を引続き検討する。	
300	・文化交流センターは、生涯学習関係講演会の開催を引き続き推進する。	
301	・学術情報総合センターは、図書市民利用制度の拡充について引き続き検討する。	
303	・文化交流センターは、生涯学習支援の方策を引続き検討する。	
305	・学部・大学院において、履修指導、研究指導などについて継続してきめ細やかな指導を行う。	
306	・都市健康・スポーツ研究センターは、健康・スポーツ・身体運動に関連した公開講座を継続する。	
307	・文化交流センター及び学術情報総合センターは、講義や公開講座の映像記録の市民提供のあり方について引き続き検討する。	
308	(インターネット講座等)	
309	・教育推進本部は、引き続きインターネット講座を実施するとともに、新たにe-Learningの動画化を実施する。	
310	・教育推進本部は、「誰でも、いつでも、どこでも学習」を实践できる、インターネットを利用した学習システムの構築について前期に検討を行い、後期に試行する。	
312	⑤産学連携の推進	
313	(新産業創生研究)	
314	・新産業創生研究センター長(研究担当副学長)のリーダーシップにより、共同研究を積極的に推進し、新事業・新産業の創出と産学連携の推進・支援を一層強化する。	
315	・新産業創生研究センターの組織構成の再編を行い、センターの一層の活性化を図る。	
315	・共同研究の実施、各種講演会・シンポジウムやセミナーの一層の充実を図り、定期的開催を図る。	
323	・医学研究科及び附属病院は、引き続き「健康・予防医療ラボラトリー」の充実を図る。	
324	・生活科学研究科及び医学研究科・附属病院において、特定保健用食品の積極的な開発を図る。	
324	・医学研究科・附属病院は、引き続き「医薬品・食品効能評価センター」の整備・充実を図る。	
325	・研究推進本部及び理系研究科は、測定・解析、装置制作等に関わる外部からの依頼の受入れを拡充することにより、産学連携の促進を引き続き図る。	
326	・大阪産業創造館において、オープンラボラトリーを年間6回を目標として引き続き開催する。	
327	・研究推進本部は、地域貢献推進本部と連携し、地域経済活性化のために大学外機関との連携のプラットフォーム(枠組み)を構築し、大学発ベンチャーの推進に努める。	

num	平成19年度 年度計画	備考
328	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業創生研究センターにおいて、知的財産権取り扱いの体制及び規程の整備を引き続き継続する。 	
329	<ul style="list-style-type: none"> ・外部資金等獲得活用委員会を早期に立ち上げるとともに、その方針に基づき、研究推進本部は、外部資金の獲得及び産学連携を促進する。 	
330	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪商工会議所等との包括協定に基づき産学連携を推進する。 	
331	<p>(データベースの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立大学産学連携データベースへの登録件数の拡大の努力を図る。 	
336	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に留意しつつ、研究者要覧のホームページでの公表を検討する。 	
337	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立大学シーズ集を活用して産業界等に積極的に本学のシーズ情報を提供する。 	
339	<p>⑥都市・大阪のシンクタンク</p>	
337	<ul style="list-style-type: none"> ・都市研究プラザは、地域社会に溶け込んだ活動を通じて都市に関する学術的研究と政策的研究を推進する。 	
339	<ul style="list-style-type: none"> ・高原記念館の設備を活用してセミナー等を開催する。 	
345	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協会、地域振興会、区役所などとまちづくりに関する連携のための協議を進める。 	
346	<p>3-2 国際貢献</p>	
345	<p>(1) 国際交流の活性化</p>	
346	<p>(研究交流)</p>	
347	<ul style="list-style-type: none"> ・都市研究プラザは国際シンポジウムの開催や海外プラザの設置などにより、海外研究者との交流を活性化する。また、国際諮問委員会（URPIAB）のサイバー上での開催などにより、定期的な研究交流を進める。 	
348	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進本部において、外国の提携先大学との共同研究につき、研究科の実情に配慮しつつ、課題の整理を引き続き行う。 	
350	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な研究支援のための体制の構築を検討する。 	
358	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の大学との研究交流を引き続き拡大する。 	
350	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部・研究科は学部・学科間国際交流の現状を把握する。 	
358	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き国際シンポジウムを開催する。 	
359	<ul style="list-style-type: none"> ・都市文化研究センターは、都市研究プラザとの連携を図りつつ、その研究・教育事業を継続する。また、華東師範大学（中国）、中国社会科学院歴史研究所、国立ガジャマダ大学（インドネシア）、インドネシア国立芸術大学（インドネシア）、チュラロンコン大学（タイ）との間で共同研究を継続する。 	
359	<ul style="list-style-type: none"> ・全南国立大学、上海財経大学との共同研究プロジェクトを推進するとともに、引き続き国際的な支援プログラムに積極的に参加する。 	
360	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAなどの国際的な支援プログラムに積極的に参加する。 	
360	<ul style="list-style-type: none"> ・法学研究科は、2008年に予定されている日独シンポジウムの準備作業を引き続き行う。 	
361	<ul style="list-style-type: none"> ・医学研究科は、ロンドン大学との交流を促進する。 	

num	平成19年度 年度計画	備考
362	(学生交流)	
363	<ul style="list-style-type: none"> ・教育推進本部は、平成19年4月に一部改編される「留学生委員会」と「国際学術交流委員会」と連携しながら学生の海外派遣の仕組みを検討する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育推進本部は、引き続きハンブルク大学のドイツ語夏期講座に参加した学生の本学での単位化を検討する。 	
364	<ul style="list-style-type: none"> ・教育推進本部は、平成19年4月に一部改編される「留学生委員会」と「国際学術交流委員会」と連携しながら、国際化対応サービスのための制度等 	
367	<ul style="list-style-type: none"> ・教育推進本部は、留学生のためのボランティア活動のあり方を、引き続き検討する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育推進本部は、留学生と日本人学生との相互理解を深めるために、その方策について学友会と協議を行う。 	
368	<ul style="list-style-type: none"> ・各研究科は研究科独自の留学生制度についての検討を開始する。 	
369	(情報発信)	
370	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の国際的な情報発信の体制について検討を開始する。 	
372	<ul style="list-style-type: none"> ・「経研文庫」、「都市文庫」、「グローバルベース」に関する情報を都市研究プラザHPなどで紹介するとともに、わかり易い利用方法を周知する。 	
374	(2) 国際交流の実施体制	
375	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進本部及び教育推進本部は、「国際学術交流委員会」と平成19年4月に一部改編される「留学生委員会」と連携しながら、国際(学術・学生)交流の体制整備に向けて検討する。 	
377	4 附属病院に関する措置	
384	(1) 附属病院の診療・運営	
	<ul style="list-style-type: none"> ・病院長は引き続き病院の診療・運営につき役員会において十分な説明を行い、病院運営にリーダーシップを発揮する。 	
386	<ul style="list-style-type: none"> ・附属病院において病院情報システムの安定稼働を図る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器別・疾患別の診療体制について、附属病院人事監理委員会において引き続き検討を行う。 	
389	<ul style="list-style-type: none"> ・附属病院において引き続き医療環境の整備を行う。 	
390	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療機関の診療機能等の情報収集やデータ管理を強化し、連携の一層の発展を図る。 	
391	<ul style="list-style-type: none"> ・病院機能評価を参考に外部評価の観点に基づき、人事監理委員会を中心に自己評価システムの構築を検討する。 	
392	<ul style="list-style-type: none"> ・職員参画体制に関する委員会を設置し検討を開始する。 	
393	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における医療体制の整備につき、大阪市危機管理室と連携して検討を進める。 	
394	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略会議・経営企画会議を中心に引き続き経営改善に努める。経営企画会議において、18年度に策定した中期指針に基づく進捗管理を行う。 	
396	<ul style="list-style-type: none"> ・大型機器の導入及び施設整備について計画を策定するとともに、引き続き職場環境の整備に努める。 	

num	平成19年度 年度計画	備考
398	(2) 臨床教育、臨床研究	
399	(臨床教育)	
400	・実施されている各種医療研修を精査し、専門技術研修の体系的なプログラムを構築するため検討を行う。	
403	・スキルシミュレーションセンター (SSC) 管理運営体制の確立を図るとともに、卒後臨床研修センターの充実を図る。	
404	・地域医療の向上に貢献する体制を整備するための準備作業を進める。	
405	(臨床研究)	
406	・健康・予防医学研究を推進するための特色ある研究体制・治験体制を充実させる。産官学の連携による共同研究やトランスレーショナルリサーチを引き続き推進する。	
409	・19年5月更新の次期病院情報システム (電子カルテ) の稼動状況を踏まえて検討を進める。	
411	II 業務運営の改善及び効率化に関する措置	
412	1 運営体制の改善	
413	(1) 柔軟な組織編成	
414	(事務組織の改編)	
415	・平成20年度を目途に学生支援及び教育研究支援体制の抜本的な見直しを行う。	
416	(全学共通教育)	
417	・教育推進本部は、引き続き全学共通教育の見直し作業を行い、科目・担当者などで具体案を策定する。	
418	(大学院教育)	
419	・各研究科と教育推進本部は、大学院のあり方について、全学的見地から継続的に検討を行う。	
420	(2) 教育研究等の支援体制の充実	
421	・今後、教育推進本部・研究推進本部・地域貢献推進本部および各本部会議等において、関係職員の積極的な参画を図り各事業を推進する。	
423	2 多様な人事制度	
424	(多様な人事制度)	
425	・特任教員の制度を活用することにより、本学の教育・研究水準を維持するとともに、特色ある教育・研究を一層推進する。	
427	・大学運営専門職育成のプログラムの策定について検討を開始する。 ・引き続き、大学職員を対象とした各種研修会やセミナーに職員を積極的に派遣する。	
428	・教育推進本部及び各学部・研究科は、全学的見地から引き続き非常勤講師についての見直し作業を行う。	
429	(長期研修制度等)	
430	・教員のサバティカル制度及び職員の長期研修制度のプログラムを検討し、早期実施を目指す。	
432	3 戦略的な予算配分	
433	(戦略的予算配分)	
434	・全学的な視点で戦略的・重点的予算配分について検討を行う。	
435	(全学共通経費)	

- 436 ・教育推進本部、研究推進本部は、全学的状況を勘案しつつ、新たな機構の設置や重点となる教育・研究分野に適切に全学共通経費の配分を行うための基本方針を策定する。
- 437 ・法人運営本部は、施設の維持管理経費や光熱水費などの運営経費について予算執行単位ごとのコスト把握の方法やコスト削減努力のインセンティブを与える方法について検討を行い、効率的な運用についての仕組みを構築する。
- 438 (研究科長の裁量の拡大)
- 439 ・研究科長裁量経費の運用につき、各研究科において独自の制度設計を行う。
- 442 4 業務執行の改善
- 443 (1) サービス機能の強化
- 444 ・教育推進本部および地域貢献推進本部は、学生へのサービス、地域社会へのサービスの充実・強化を図るため、引き続き組織、体制を検討する。
- ・地域貢献推進本部は、引き続き、地域社会へのサービスの充実・強化について組織、体制を検討する。
- 446 (2) 柔軟な業務執行
- 447 ・教育推進本部、研究推進本部及び地域貢献推進本部において教育・研究・社会貢献を積極的に推進するとともに、業務のアウトソーシングも含めた柔軟な業務執行体制の構築について検討を開始する。
- 449 III 財務内容の改善に関する措置
- 450 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する措置
- 451 (学生納付金等)
- 452 ・経営企画担当理事及び教育担当副学長は、引き続きエクステンションプログラムの提供などによる自己収入増の可能性を検討する。
- 453 (科学研究費補助金等)
- 454 ・引き続き、国及び民間等の公募型研究に関する情報の収集、学内での共有化を図るとともに、より効果的な申請を効率的に行いうる体制を確保するため、事務体制の強化を図る。
- 455 (共同研究、受託研究、寄附金等)
- 456 ・経営企画担当理事を長とし、外部資金・寄付金の積極的な獲得のための組織体制を整備する。
- 459 (知的財産)
- 460 ・知的財産ポリシーに基づき新産業創生研究センターにおいて、知的財産関連規定のさらなる整備を行う。
- ・新産業創生研究センターにおいて、利益相反、ノウハウ等の規定を整備し、取扱体制のさらなる整備を行う。
- 462 2 経費の抑制に関する措置
- 463 (管理的経費の抑制)
- 464 ・法人運営本部は、人件費を含め予算執行単位ごとのコスト把握を行うとともに、コストに対する認識の浸透を図り、適切な大学経営に資するよう予算配分について検討する。
- 465 ・法人運営本部は、経費区分ごとの決算状況を把握するとともに、経費区分に応じた目標を設定するための検討を行う。
- 466 ・法人運営本部は、各課の業務分析を通じて、事務の集約化・標準化・情報化による効率向上を推進する。
- 467 ・法人運営本部は、省エネルギー運動を推進する。
- 469 3 資産の運用管理の改善に関する措置

- 470 (資産の効率的・効果的運用)
- 471 ・法人運営本部は、資産の運用、管理にかかる情報を集約化する。
- 472 ・法人運営本部は、施設の点検と評価を行うこととし、耐震改修促進法の対象である工学部棟などの耐震診断を行う。
- 474 **IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項**
- 475 **1 評価制度の確立**
- 476 (1) 教員の業績評価制度の確立
- 477 ・全学評価委員会は、教育の実績評価について、具体的な評価項目の検討を行う。
- 479 ・教員の個人評価については、その項目と指標について試案を作成する。
- 479 (2) 自己点検・自己評価
- 480 (評価組織)
- 481 ・各部局の評価委員会において、自己点検・評価を行うための準備作業を開始する。
- 483 (評価項目)
- 484 ・全学評価委員会は、設定済みの評価項目を、各レベル、各専門分野に適合し得るか否かを、評価の試行を通じて検証し、修正を図る。
- 485 (実施方法)
- 486 ・全学評価委員会は、年度当初に各部局の平成18年度実績の自己点検・評価を集約して、報告書原案を試作する。
- 487 ・全学評価委員会は、自己点検・評価の仕組みを再検討する。
- 488 ・全学評価委員会は、データの集積と分析など、認証評価の準備作業を継続する。
- 491 **2 評価結果の公表及び大学活動の改善**
- 492 ・全学評価委員会は、年度当初に中期目標・中期計画の達成状況を点検・評価する。
- 493 ・全学評価委員会は、自己点検・評価の結果を年度内にホームページに公表する。
- 494 ・全学評価委員会は、評価結果の反映の仕組みを引き続き検討する。
- 496 **V その他業務運営に関する重要事項**
- 497 **1 人権の尊重、法令遵守等に関する措置**
- 498 (人権の尊重)
- 499 ・人権の尊重にかかわる取組を推進するための組織整備について検討を行う。
- 500 (コンプライアンスの確立)
- 501 ・コンプライアンスの確立を図るための事務体制を整備する。
- 502 ・大阪市立大学倫理綱領に基づき、その遵守方策を検討するための全学的な委員会の整備を進める。
- 503 (個人情報の保護)
- 503 ・研究者倫理、調査・実験におけるヒトの尊厳の保護、実験動物の保護等に関する全学規程を早急に策定する。

num	平成19年度 年度計画	備考
504	・個人情報取扱指針に基づき、適切な個人情報の取扱いを行う。	
506	2 情報公開等の推進に関する措置	
507	(大学の活動情報の公開)	
508	・平成18年度決算財務諸表等、平成19年度年度計画をホームページにおいて公表し、広く社会の理解を得る。	
509	・全学評価委員会は、大学の諸活動の成果を評価するための項目を精査し、指標を明確にする。	
510	・教員の活動実績にかかるデータの収集、蓄積、一元的管理を行なうための準備を行なう。	
511	(長期計画の策定と公開)	
512	・新たな長期計画を策定するための事務体制の整備を行ない、検討を開始する。	
513	(広報体制の整備)	
514	・新広報体制のもと、広報業務の効率的・効果的な実施を進める。	
516	3 施設設備の管理・整備・活用等に関する措置	
517	(施設等の整備)	
518	・法人運営本部は、耐震診断を順次行うとともに、全体的な老朽化調査を実施する。理学部学舎及び理系実験棟については、その整備について検討を行う。	
519	・法人運営本部は施設の点検・評価を行い、スペースの再配分、活用について検討する。	
520	(情報基盤の整備・活用)	
521	・学術情報総合センターは、引き続き、教務事務システム等、大学が行う各種情報システムの構築に参画し、助言、指導を行う。	
522	・学術情報総合センターは、情報処理・ネットワークシステムを見直し、相互協力で運用できる体制につき検討を進める。	
523	(施設等の有効活用及び維持管理)	
524	・法人運営本部は、施設マネジメント・システムを構築するため、必要な調査を行い、施設設備の適切な管理・運用を行うことができるよう検討する。設備機器については、更新の年次計画を策定する。	
525	・法人運営本部は、省エネルギーについての具体的な対策を実施する。	
527	4 安全の確保等に関する措置	
528	(事故防止)	
529	・大学運営本部及び医学部・附属病院運営本部は、引き続き、業務執行上の安全・衛生の確保を図るとともに、危険物質の保管場所や建物等のセキュリティ管理体制の構築を図る。	
530	(学生等の安全確保等)	
531	・教育推進本部及び理系研究科は、学生実験における取扱いにかかるマニュアルに基づいた指導方法について検討を開始する。	
532	・各学部・研究科は引き続き学生の海外研修の届出及びその際の保険加入の徹底を促す。	
533	・安全確保ガイドラインを作成するとともに、周知徹底を図る。	

(別表)

1. 予算(平成19年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	16,075
自己収入	27,046
(内) 授業料・入学科・検定料	5,223
附属病院収入	21,532
その他	291
補助金等収入	237
寄附金収入	500
受託研究等収入	843
長期借入金収入	600
計	45,301
支出	
教育研究経費	4,874
診療経費	12,826
人件費	25,236
一般管理費	890
受託研究等経費	842
施設・設備整備費	600
長期借入金償還金	33
計	45,301

(注)

基金については、期間を超えて繰り越す予定であるため、予算表に含めていない。

【人件費の見積もり】

期間中総額、25,236百万円を支出する。(※退職手当を含む)

2. 収支計画(平成19年度)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	
經常費用	45,062
業務費	42,962
教育研究経費	4,462
診療経費	12,422
受託研究等経費	842
役員人件費	97
教員人件費	13,666
職員人件費	11,473
一般管理費	890
減価償却費	1,177
財務費用	33
収入の部	
經常収益	45,194
運営費交付金収益	16,075
補助金等収益	237
授業料収益	3,913
入学金収益	711
検定料収益	196
附属病院収益	21,532
受託研究等収益	843
寄附金収益	491
雑益	291
資産見返運営費交付金等戻入	72
資産見返寄附金等戻入	44
資産見返物品受贈額戻入	789
純利益	132

3. 資金計画(平成19年度)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	48,003
業務活動による支出	43,817
投資活動による支出	1,451
財務活動による支出	33
翌年度への繰越金	2,702
資金収入	48,003
業務活動による収入	44,663
運営費交付金による収入	16,075
授業料及び入学金検定料による収入	5,223
附属病院収入による収入	21,532
その他の収入	291
補助金等による収入	237
寄附金収入	462
受託研究等収入	843
投資活動による収入	0
財務活動による収入	600
前年度よりの繰越金	2,740

(注)

予算の注記に記載のとおり、基金については、期間を超えて繰り越す予定であるため、翌年度への繰越金としている。

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 50億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。